

平成29年10月からウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業の自己負担限度額が変更となります

1 自己負担限度額の変更について

ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業において、市町村民税課税世帯の方が負担する自己負担限度額は、高額療養費制度の上限額に準拠しているところですが、平成29年8月からこの上限額が変更となるため、本事業の自己負担限度額を次のとおり変更します。(市町村民税非課税世帯の方は変更ありません)

ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業の自己負担限度額（月額）

区分	変更前	変更後
入院	44,400円	57,600円
外来等	12,000円	14,000円

※いずれも一医療機関ごとの自己負担限度額となります。

※保険薬局による保険調剤については、自己負担は生じません。

2 自己負担限度額の軽減措置について

次の条件を満たした場合、医療機関ごとの自己負担限度額が軽減される場合があります。

(1) 入院に係る医療費

入院に係る医療費のうち、自己負担限度額に達した月が過去12か月以内に3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」とし、自己負担限度額を44,400円とします。

(2) 外来等に係る医療費

外来等に係る医療費のうち、年間に支払う医療費を144,000円とする「年間上限」を設けます。

3 変更の適用について

平成29年10月1日診療分から適用になります。

4 問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ

TEL：011-231-4111（内線25-521）

「医師資格証」を持ちましょう

診療情報提供書等へのHPKI電子署名に対応しています



<問い合わせ先>

北海道医師会 事業第一課

TEL 011-231-7661

<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/credential.html>

日本医師会電子認証センター

<http://www.jmaca.med.or.jp/>

『医師資格証』はHPKI(保健医療福祉分野公開鍵基盤)の枠組みを使った日本医師会認証局が発行する医師資格を証明するカードです